

千曲市告示第15号

千曲市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年2月6日

千曲市長 小川 修一

## 千曲市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の一部を改正する告示

千曲市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年千曲市告示第82号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項及び第3項を次のように改める。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、法第115条の45の5第2項の規定に基づき指定の適否を審査し、指定の決定をしたときは、当該申請をした者にその旨を通知する。
- 3 前項の規定により指定の決定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に表示するものとする。

第6条第2項及び第3項を次のように改める。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、別に定める基準に基づき指定の適否を審査し、指定の更新の決定をしたときは、当該申請をした者にその旨を通知する。
- 3 第3条第3項の規定は、指定の更新に準用する。

第6条の次に次の1条を加える。

（更新の有効期間）

第6条の2 前条第1項の指定の更新がされたときに係る有効期間は、従前の有効期間の満了日の翌日から起算して6年間とする。

第7条第4項を削り、同条の次に次の1条を加える。

（事業者情報の公表及び提供）

第7条の2 市長は、第3条第1項、第6条第1項又は前条第1項の規定による指定、指定の更新又は届出の受理（以下この条において「指定等」という。）をしたときは、当該指定等に係る事業者に関する情報のうち、次に掲げる事項を公表するとともに、県、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、提供することができる。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所
- (3) 指定年月日及び指定更新年月日
- (4) 事業開始年月日
- (5) 運営規程
- (6) 介護保険事業所番号

(7) 前各号に掲げるもののほか、市が適当と認める情報

第10条中「支払い」を「支払」に改め、「(昭和33年法律第192号)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(千曲市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱の廃止)

2 千曲市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱(平成28年千曲市告示第83号)は、廃止する。